

教育委員会会議規則（第18条関係）

会 議 録

文書分類		保存期間	30、10、5、3、1年
会議の名称	第9回教育委員会定例会		
開催日時	令和6年9月24日（火） 午後 2時59分開会 午後 4時40分閉会		
開催場所	真壁庁舎 3階 3310会議室		
出席者	<p>（委員出席者氏名）</p> <p>教 育 長 稲川 善成 教育長職務代理者 小林 源洋 委 員 小島 香織 委 員 宇佐美 徹 委 員 舘野 仁一</p> <p>（説明の出席者職・氏名）</p> <p>教 育 部 長 佐谷 智 次長兼学校教育課長 仲田 幸一 教育指導課長 小林 詠二 生涯学習課長 飛毛 俊浩 スポーツ振興課長 廣澤 伸一 文化財課長 寺崎 大貴 学校給食センター所長 渡邊 正人</p>		
議事録署名人	小島 香織 委員		
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第19号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則（案）について ・議案第20号 桜川市生涯学習センターの設置及び管理等に関する条例の施行期日を定める規則（案）の制定について ・議案第21号 桜川市立図書館条例の施行期日を定める規則（案）の制定について ・議案第22号 桜川市生涯学習センターの設置及び管理等に関する条例施行規則（案）の制定について ・議案第23号 桜川市立図書館条例施行規則（案）の制定について ・議案第24号 桜川市真壁伝承館真壁図書館資料インターネット検索等予約サービス実施要綱の一部を改正する訓令（案）について ・議案第25号 桜川市図書館及び図書室の資料の破損及び紛 		

	失等の賠償に関する要綱の一部を改正する訓令（案）について ・議案第 26 号 桜川市真壁伝承館の設置及び管理等に関する 条例施行規則の一部を改正する規則（案）について ・報告第 7 号 桜川市生涯学習センター運営評価委員会設置条 例（案）の制定について
会議録作成方針	要点記録
情報の公可否	㊦・否 不開示理由（部分開示を含む）
会 議 内 容	（審議内容・審議経過・結論等）

<p>稲川教育長</p>	<p>ただいまから令和6年第9回桜川市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は私を含めて5名、定足数に達していますので、本委員会は成立いたします。</p> <p>【 議事録署名人の選任 】</p> <p>本日の定例会における議事録署名人につきましては、 小島 香織 委員にお願いいたします。</p> <p>【 議事 】</p> <p>本日の会議に提案されている案件は、議案が8件、報告が1件でございます。ご協議のほど、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第19号「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則（案）」学校教育課より説明願います。</p>
<p>仲田次長兼学校教育課長</p>	<p>（資料により説明）</p>
<p>稲川教育長</p>	<p>説明が終わりました。委員さんから発言等あれば、お願いいたします。</p> <p>これまで規則がなかったということですね。日本スポーツ振興センターにお世話になるケースが本年もいくつかありましたので、規則を求められたということによろしいでしょうか。</p>
<p>仲田次長兼学校教育課長</p>	<p>はい。</p>
<p>稲川教育長</p>	<p>それでは発言がありませんので採決に入ります。</p> <p>議案第19号「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則（案）」は、原案の通りとすることにご異議ございませんか。</p>

全委員	(異議なし)
稲川教育長	<p>ご異議ありませんので、議案第 19 号は原案通り決定いたします。</p> <p>続いて議案第 20 号「桜川市生涯学習センターの設置および管理等に関する条例の施行期日を定める規則(案)の制定について」生涯学習課より説明願います。</p>
飛毛生涯学習課長	(資料により説明)
稲川教育長	10月1日からというのは工事終了が9月30日であって、市に引き渡しがされるのが10月1日だからですか。
飛毛生涯学習課長	はい。引き渡しが10月1日に行われますので、開館は2月2日です。約3ヶ月程度要しますが、引き渡しを受けたときから一定のルールを定めて開館に向けて準備を開始したいという意図から10月1日からと定めております。
稲川教育長	はい、よくわかりました。よろしいでしょうか。
全委員	はい。
稲川教育長	<p>それでは発言がありませんので採決に入ります。</p> <p>議案第 20 号「桜川市生涯学習センターの設置および管理等に関する条例の施行期日を定める規則(案)の制定について」は、原案の通りとすることにご異議ございませんか。</p>
全委員	(異議なし)
稲川教育長	<p>ご異議ありませんので、議案第 20 号は原案通り決定いたします。</p> <p>続いて議案第 21 号「桜川市立図書館条例の施行期日を定める規則(案)の制定について」生涯学習課より説明願います。</p>
飛毛生涯学習課長	(資料により説明)

稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言等あれば、お願いいたします。 (発言なし)
稲川教育長	それでは発言がありませんので採決に入ります。 議案第 21 号「桜川市立図書館条例の施行期日を定める規則（案）の制定について」は、原案の通りとすることにご異議ございませんか。
全委員	(異議なし)
稲川教育長	ご異議ありませんので、議案第 21 号は原案通り決定いたします。 続いて議案第 22 号「桜川市生涯学習センターの設置および管理等に関する条例施行規則(案) の制定について」生涯学習課より説明願います。
飛毛生涯学習課長	(資料により説明)
稲川教育長	内覧が楽しみです。 説明が終わりました。委員さんから発言等あれば、お願いいたします。
舘野委員	よろしいですか。
稲川教育長	はいどうぞ。
舘野委員	第 2 条 (1) ですが、開館時間が午前 9 時から午後 5 時までで、ただし夜間は午後 10 時までとなっていますが、伝承館やシトラスと比較して時間帯は全く同じでしょうか。
飛毛生涯学習課長	同じ時間で設定しています。
宇佐美委員	同じ時間で良いのですか。センターは午後 5 時で閉館、場合によっては午後 10 時まで、でも図書館は午後 7 時で閉館ですよね。入口が 1 か所となると管理は大丈夫でしょうか。

飛毛生涯学習課長	その点は運用で解決したいと思っています。ベルトパーテーションで入れないようにする、また、アナウンス表示や掲示板で誘導線を調整する、制限するような形でやっていこうかと思っています。
宇佐美委員	ぜひお願いします。あとは、日本語が通じない人もいますので。そういった問題が多いので心配しています。
稲川教育長	片方は閉館、片方は開館というような状況が起きますのでその辺の管理の仕方が、慣れるまでがなかなか大変かなと思いますけども、重々そこは予想された課題ですね。
宇佐美委員	そこが心配です。
稲川教育長	先ほど委員さんがおっしゃられたように、今後においては多様化しており、外国人等が入ってこられた時の窓口対応とかその辺についても、今後の課題だと思います。ありがとうございます。その他ありませんか。
小林委員	1階のここにある会議室は何名ぐらいで利用できるのですか。
飛毛生涯学習課長	30人ぐらいかと。
稲川教育長	もっと入りますよ。ここが、仕切られていて、この会議室は後ろまで使えますから。後で調べてください。
小林委員	そして3階でスタジオが3つあるのですが、このスタジオというのはどういう関わりをするような目的があるのですか。またその目的以外のことで使ってもよいのですか。
稲川教育長	平面図で見るとスタジオ2は姿見の大きい鏡がありますよね。ものを使ったりなんなりということは難しいとは思いますが、ダンスにも使えるような場所ですね。
仲田次長兼学校教育長	図の黒い部分が鏡ですね。
稲川教育長	防音施設がこちらの静寂室ですね。音楽も使えるような部屋です

	<p>ね。あと、この1番上の児童の開架閲覧室は良いですね。子供たちの部屋も実際に見てみましょう。</p> <p>それでは発言がありませんので採決に入ります。</p> <p>議案第22号「桜川市生涯学習センターの設置および管理等に関する条例施行規則(案)の制定について」は原案どおりとすることにご異議はございませんか。</p>
全委員	(異議なし)
稲川教育長	<p>ご異議ありませんので、議案第22号は原案通り決定いたします。</p> <p>続いて議案第23号「桜川市立図書館条例施行規則(案)の制定について」生涯学習課より説明願います。</p>
飛毛生涯学習課長	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言等あればお願いします。
小林委員	先ほどと同様に時間についてですが、図書館は学生なども利用されるかと思うのですが、その中で他の市町村、一番近くて笠間だったり、筑西市だったり、その辺りのある程度時間の設定というのは同じになっているのでしょうか。
飛毛生涯学習課長	そうですね。手元に資料がないのですが、同じように、月曜日休館というのは大体どこも同じかと思います。利用時間については、ばらつきはありますけれども大体子供たちがいる時間帯ということで午後7時、8時ぐらいです。
小林委員	<p>できれば合わせてあげた方がいいですね。学生もそういった話が出るかなと思います。筑西市は午後7時だったかな。</p> <p>また、様式の第3号の「市外から通勤・通学している方は、以下をご記入ください。」というのを入れる意味というのは何かあるのでしょうか。</p>
飛毛生涯学習課長	そうですね、やはり市の図書館という意味合いがありますので、確

	認ということで、こちらに記入していただくのか良いかと。他でも、統計上記入をお願いしているところが多いです。
小林委員	利用者の内訳を見るためということですか。
飛毛生涯学習課長	そうですね。以前、私も過去の話ですけども、笠間の図書館などは市外の方の半分以上が桜川市からという話も聞いています。筑西でも統計上で見ると、桜川市から借りに来ている方が実際に半分ぐらいいると情報もありましたので、統計上こちらは活用させていただこうと考えております。
小林委員	わかりました。大したことじゃないのですが、この住所のところにここだけが郵便番号を書くところがあって、他の申請するところに郵便番号を書く欄はどこにもないので、できれば統一した方がいいかと思います。また、入れるのであれば、郵便番号は上にした方が書きやすいかと思います。
仲田次長兼学校教育長	時間についてですが、笠間の平日がやはり午後7時まで、土日は午後5時までだそうです。
稲川教育長	ちなみに開架図書は何万冊ですか。
飛毛生涯学習課長	目指すのは10万冊ですが、8万程度は開館時点で用意しておきたいです。
稲川教育長	デジタルは。
飛毛生涯学習課長	デジタルは今のところ1万5千冊程度の蔵書を持っていますので。
稲川教育長	閉架は。
飛毛生涯学習課長	基本的に購入を5万冊と考えておまして、今ストックが3万冊です。それで8万冊です。閉架までは想定しておりません。
稲川教育長	デジタルまで入れれば、10万冊近くにはなるだろうと。
飛毛生涯学習課長	はい。

稲川教育長	その他発言があればお願いします。
宇佐美委員	電子図書館についてはここには入らないのですか。
飛毛生涯学習課長	<p>はい。電子図書館の方は今も見られるのですが、今度良くなる点としましては、図書館に行って自分が借りたい本を検索した際に、どこにあるかの検索結果で出せるようになるのですが、その検索結果の中には電子図書館にありますという情報も出ます。ですから、リアルな本と電子のものと、どこかに自分の探している物が見つけられるようなシステムになります。</p> <p>リクエストの方も随時受付はしながら、アナログにするか電子するか等は検討しながら入れていきます。</p>
宇佐美委員	ということは、電子の方は将来的には入ってくるけど、規則に関してはまだということですね。それを運用するときに規則ができるよ。
飛毛生涯学習課長	そうです。
舘野委員	<p>よろしいですか。37 ページですが、市民の方にも興味関心が高まって、寄贈していただく方も多く出ると思います。</p> <p>そうした場合に、その場で必要ないというのもあり得るのか。例えば、どういったものが来るかわからないけども一応引き受けて、あとはここに書いておいて、ご返却はいたしませんと書いてありますが、その辺に関してはどうなんですか。</p>
飛毛生涯学習課長	<p>寄贈に関しては、一定のルールは定めてお知らせすることを考えています。</p> <p>ただやはり今言われたようにそこで全て駄目ですよというのはなかなか言えるものではないので、運用の方で対応していきたいと思っています。</p> <p>あと他の図書館の事例ですと、いただいたものも含めて行き先を判断し、場合によってはこちらで欲しい方に寄贈するというリサイクルの形になりますが、そのような運用をしているところもありますので、できるだけ欲しい方に届くような流れで無駄なくやっていきたい。</p>
舘野委員	なるほど。おそらく興味関心が高いと思います。お金がかからない

	<p>ように活用したいですね。</p>
稲川教育長	<p>ご質問いただいた件については、議会でもやはり質問がありまして、部長が答弁しております。</p>
佐谷教育部長	<p>こちら菊池議員さんからも質問がございまして、矢祭町で経費をかけないように行っていると耳にしました。ところが、やはり寄贈されたものが既に所有しているものだったり、捨てるに捨てられないといったことがあり、対応に苦労しているところがあります。</p> <p>ということで、そのような旨で回答しております。</p>
稲川教育長	<p>寄贈者は、自分が寄贈したものはどこに飾ってあるんだろうとみんなが見に来て、対応に苦慮したっていう事例があります。だから受け入れの際には、対応のマニュアル的な部分をしっかりしておかないといけませんね。ご意見ありがとうございます。そのほかありますか。</p> <p>それでは発言がありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第 23 号「桜川市立図書館条例施行規則(案) の制定について」は、原案通りとすることにご異議ございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
稲川教育長	<p>ご異議ありませんので、議案第 23 号は原案通り決定いたします。</p> <p>続いて、議案第 24 号「桜川市真壁伝承館真壁図書館資料インターネット検索等予約サービス実施要綱の一部を改正する訓令(案) について」生涯学習課より説明願います。</p>
飛毛生涯学習課長	<p>(資料により説明)</p>
稲川教育長	<p>説明が終わりました。委員さんから発言があればお願いします。</p> <p>発言がありませんので採決に入ります。</p> <p>議案第 24 号「桜川市真壁伝承館真壁図書館資料インターネット検索等予約サービス実施要綱の一部を改正する訓令(案) について」は、原案通りとすることにご異議ございませんか。</p>

全委員	(異議なし)
稲川教育長	<p>ご異議ありませんので、議案第 24 号は原案通り決定いたします。</p> <p>続いて、議案第 25 号「桜川市図書館及び図書館の資料の破損及び紛失等の賠償に関する要綱の一部を改正する訓令(案)について」生涯学習課より説明願います。</p>
飛毛生涯学習課長	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言があればお願いします。
舘野委員	54 ページの第 2 条ですが責任能力がない場合、保護者等が弁償すると書いてありますが、伝承館等において今までそういう事例はありましたか。
飛毛生涯学習課長	私の知る限りでは、実際に現物をこちらで購入して、代金の方をお支払いいただいて弁償していただきました。特に支払い能力がないことで免除という対応はしたことはないと思います。
舘野委員	紛失はありましたか。
飛毛生涯学習課長	そうですね、無くしてしまったり、お茶をこぼしてしまって汚したりということで弁償したいといった話が、2、3 ヶ月に 1 回程度の割合ではあります。
舘野委員	桜川市で悪質とか、そういう方はあんまりいらっしゃらない。
飛毛生涯学習課長	そうですね。意図的に、故意に破ってしまうなど、今のところ大きな問題になるようなことはないです。
舘野委員	市外からもたくさん来るので、そういう方がいなければいいのですが。
稲川教育長	<p>他に発言はありますか。</p> <p>それでは発言がありませんので、採決に入ります。</p>

	<p>議案第 25 号「桜川市図書館及び図書館の資料の破損及び紛失等の賠償に関する要綱の一部を改正する訓令（案）について」は、原案通りとすることにご異議ございませんか。</p>
全委員	（異議なし）
稲川教育長	<p>ご異議ありませんので、議案第 25 号は原案通り決定いたします。</p> <p>続いて、議案第 26 号「桜川市真壁伝承館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）について」生涯学習課より説明願います。</p>
飛毛生涯学習課長	（資料により説明）
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言があればお願いします。
小林委員	利用者カードというのは、伝承館の図書室と今度の図書館の 2 枚になる予定ですか。
飛毛生涯学習課長	そこは統一する予定です。
小林委員	<p>そこが気になっていまして。できれば統一する方が良いかなと。</p> <p>あとは、アプリで会員バーコードが出るように出来たら便利なのではないでしょうか。カードはなくしやすいですし、皆さん携帯電話は持っているので、もしそういう利用の仕方ができたら皆さんに良いかなと思います。</p>
飛毛生涯学習課長	<p>その点につきましては、現在真壁伝承館ではライトカードという表面を感熱で文字を表記するようなカードになっています。それを今回統一して 2 次元バーコードがついているカードにする予定になっていまして、真壁伝承館でも、今のカードは使えない形で新しいカードに更新するようなことを考えています。カードに 2 次元バーコードが記載されますので、写真を撮っておけば、その写真を図書館で読み込めるようになります。そのようなことを対外的な運用でやっていければと考えております。</p>
稲川教育長	はい。ただ、高齢者もいるわけですので、各ジェネレーションに対

	<p>応できるようにしていただいて、人に優しい図書館であってほしいです。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは発言がありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第 26 号「桜川市真壁伝承館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）について」は、原案通りとすることにご異議ございませんか。</p>
全委員	(異議なし)
稲川教育長	<p>ご異議ありませんので、議案第 26 号は原案通り決定いたします。</p> <p>続いて、報告第 7 号「桜川市生涯学習センター運営評価委員会設置条例（案）の制定について」生涯学習課より説明があります。</p>
飛毛生涯学習課長	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言等があればお願いします。
稲川教育長	この評価は年 1 回ですか。
飛毛生涯学習課長	<p>はい。</p> <p>年に 1 度最終的な決算のような形で報告をもらいまして、それを評価するという想定で考えております。</p>
稲川教育長	この条例を公布日からということですが、およそいつ頃からですか。
飛毛生涯学習課長	<p>実際には運用については 2 月 1 日から指定管理が始まりますので、そうすると 2 ヶ月分を来年の 3 月の決算で報告をしてもらい、4 月以降に審査するというようなことを考え想定しています。</p>
稲川教育長	任期は 2 年ですよ。
飛毛生涯学習課長	はい。ですので、組織自体は 2 年という節目もございますので、年明けからの専任という形になるかと考えています。

稲川教育長	開館が2月2日で実施しても、なかなか検証は難しいですね。最初の評価ですね。
飛毛生涯学習課長	最初は2か月間の実施と運用なので 評価としてはどこまでできるかはその時の内容で。
稲川教育長	<p>2か月間ならば2か月間だけの評価ということで目標を定めておかないと、ちゃんとした評価は取れないですね。その辺も吟味していただいて。</p> <p>いずれにしても外部評価を入れるということでございますので当然ですね、条例化してよろしいでしょうか。</p> <p>それでは発言がありませんので、報告第7号「桜川市生涯学習センター運営評価委員会設置条例（案）の制定について」は、報告書通りといたします。</p> <p>協議する案件は以上となります。 委員さんからその他に意見やご提案があればお願いいたします。 よろしいでしょうか。</p>
全委員	(意見なし)
稲川教育長	<p>それでは以上で議事を終了いたします。 議事進行にご協力いただきありがとうございます。 司会の方に戻します。</p>
仲田次長兼学校教育課長	以上で定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。

会議の正なることを証します。

令和 年 月 日

教育長

議事録署名人
教育委員